

マルハナバチの利用をお考えの皆さまへ（案）

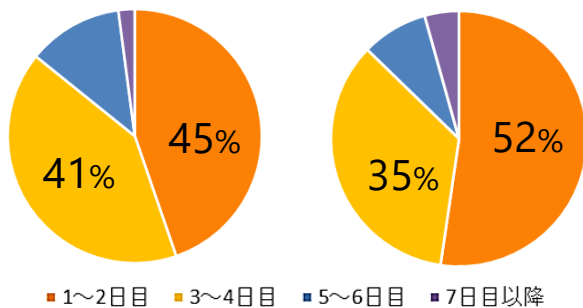
- 日本在来種の**クロマルハナバチ**の利用には、法律に基づく許可は不要です。また、クロマルハナバチへの転換には、農林水産省の補助制度があります。
- クロマルハナバチ（在来種）は、セイヨウオオマルハナバチ（外来種）と同様に授粉のためにしっかり働いてくれます。
- クロマルハナバチにはこんな『うわさ』がありますが、実際は違います。

- 働き蜂の働きが悪い!?
- 巣箱の寿命が短く、すぐに交換しないとイケない!?
- 農作物のできが悪い!?

クロマルハナバチはセイヨウオオマルハナバチと働きに差が無いことが確認されています。

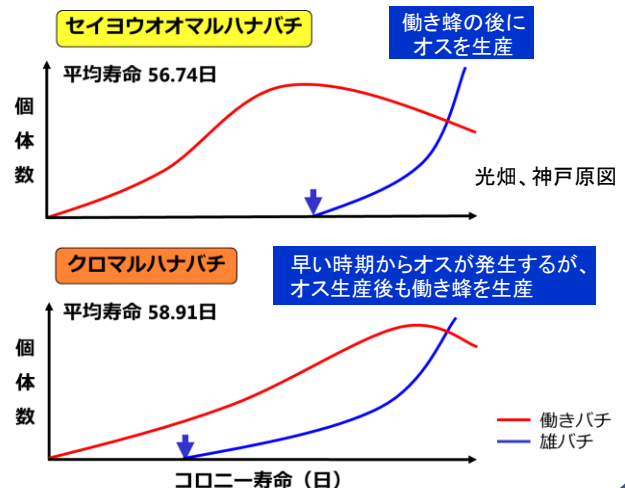
★ほ場に導入してからの働き出しに差はありません。

セイヨウオオマルハナバチ クロマルハナバチ



★導入から4日目までには**85%以上**の巣箱が活動開始

★クロマルハナバチは、雄バチが発生した後も働きバチをつくり、巣箱の寿命も約**60日**で差がありません



★農作物のできに差はありません。（トマトの例）

マルハナバチ種	段位	果実重量 (g)	一果の種子数 (個)	空洞果率 (%)	花跡の大きさ (mm)
クロマルハナバチ (<i>B.ignitus</i>)	4	175(n=35)	99(n=35)	0(n=32)	3.3(n=35)
セイヨウオオマルハナバチ (<i>B.terrestris</i>)	4	190(n=63)	109(n=63)	3(n=63)	2.9(n=63)
クロマルハナバチ (<i>B.ignitus</i>)	5	203(n=50)	105(n=50)	6(n=53)	2.6(n=50)
セイヨウオオマルハナバチ (<i>B.terrestris</i>)	5	189(n=50)	108(n=45)	4(n=51)	2.6(n=50)

マルハナバチの訪花が果実品質に及ぼす影響（浅田,2000）

セイヨウオオマルハナバチは法律で飼養等が規制されています

- ・セイヨウオオマルハナバチは生業の維持のための飼養等が認められていますが、実際に利用する場合には、施設開口部へのネットの展張や施設の出入り口を二重にする等野外への逃亡防止に万全を期するとともに、利用開始後は、ハウス等施設に飼養等に係る許可証の写しを掲出すること、また、利用後は確実に巣箱を処分するなど、適切な措置を講ずる必要があります。
- ・法律に抵触すると、個人で3年以下の懲役又は300万円以下の罰金、法人で1億円以下の罰金等の罰則が適用される可能性があります。（外来生物法）

UVカットフィルムには注意が必要です

- ・農業用ハウスでUVカットフィルムを使用している場合、紫外線のカット率等によっては、クロマルハナバチの活動が抑制されることがあります。クロマルハナバチ利用の際には、マルハナバチの販売業者にお問合せください。

クロマルハナバチに使えるUVカットフィルムの例

UVカットフィルム資材名	素材	メーカー	厚さ	試験事例(その時の展張年数)	セイヨウの活動	クロマルの活動
イースターUVカット	PO	MKVドリーム	0.075、0.1		○	○
ダイヤスターUVカット	PO	MKVドリーム	0.15	2年、3年目	○	○
テキナシ5UV	PO	シーアイ化成	0.15	?、1年目	○	○
シャインアップスカイ(エイト)8防霧	農ビ	シーアイ化成	0.15	1年目	○	○
PO-オカモトUVサクラ	PO	オカモト	0.075、0.1	1年目	○	○
PO-オカモト強果トト	PO	オカモト	0.075	1年目	○	○

※「○」：正常に活動もしくはバイトマークが若干薄いですが受粉には問題ない

バイトマーク：マルハナバチが花粉を採取する際に残す噛み跡であり、訪花活動の指標としている。

注：マルハナバチの活動は、UVカットフィルム以外の環境要因等にも大きく左右されます。

上記評価は、実際のハウス内でのマルハナバチの活動を保証するものではありません。

クロマルハナバチの施設外への逃亡を防止しましょう

クロマルハナバチの利用に法律の規制はありませんが、野外に逃亡すると、

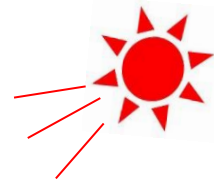
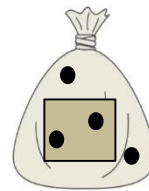
- ・受粉する働きバチが少なくなってしまう。
- ・地域に定着して、生態系に影響を与え、本来の自然環境を変えてしまうおそれがあります。



①施設の開口部等にネットを張りましょう



②使用後の巣箱はハウス内でビニール袋に入れて蒸し込みましょう



施設へのネット展張は受粉効率の向上にもつながります。害虫や鳥による被害防止のためにも、必ずネット展張を行いましょ。

セイヨウオオマルハナバチからの転換を支援する補助金については・・・

問合せ先	電話番号	問合せ先	電話番号
農林水産省生産局 園芸作物課	03-6744-2113	近畿農政局 園芸特産課	075-414-9023
東北農政局 園芸特産課	022-221-6193	中国四国農政局 園芸特産課	086-224-9413
関東農政局 園芸特産課	048-740-0434	九州農政局 園芸特産課	096-300-6249
北陸農政局 園芸特産課	076-232-4314	沖縄総合事務局 生産振興課	098-866-1653

農林水産省生産局園芸作物課花き産業・施設園芸振興室/環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室/マルハナバチ普及会(株)アグリセクト、アリスタライフサイエンス(株)、東海物産(株)